

第20回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：令和元年7月29日（月）
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階共用419会議室

○司会 それでは、ただいまより、第20回「行政手続部会」の記者会見を行います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の吉岡、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願ひいたします。本日は第20回の「行政手続部会」を開催いたしました。

全体像から申し上げますと、ここに議題が4つ載っていますが、最初の3つ、社会保険に関する手続、就労証明書、商業登記等に関しましては、個別分野の審議でございまして、要は、従来から議論していたものの続きのような形で議論しています。

4番のところが、行政手続部会取りまとめ（改訂版）ということで、実は本日の部会が最終回ですので、部会としての取りまとめを行ったものでございます。

議題順に説明させていただきます。

資料1-1では、「社会保険に関する手続」の論点となっておりますが、具体的にはシェアード会社と申しまして、大企業ですとシェアード会社をつくって、親会社と関連会社の分を含めて人事の手続とか、給与の手続、ここでいうと社会保険関係の手続などを、シェアード会社で一括して処理している例が大企業を中心にあります。そういうところの業務のあり方ということで、縷々審議して来ていたのですが、シェアード会社を審議しようというときに、社会保険労務士法との関係が若干問題になってくるようなケースがありまして、法令の趣旨などの確認をした次第でございまして。

資料1-1をご覧くださいますと、社会保険労務士には、企業に勤める勤務社会保険労務士がいて勤める事業所を登録しなくてはならないのですが、複数の事業会社を事業所として登録することは法令上制限されていないことの確認を求めたものでございます。

(2)は、今、勤務社会保険労務士と申し上げましたけれども、別のカテゴリーとして、開業社会保険労務士というカテゴリーがあるのですが、開業社会保険労務士と勤務社会保険労務士の両方に登録することは法令上制限されていないということの確認を求めたものでございます。

資料1-2に回答があるのですが、まず、1ページです。制限を規定とか書いてありますが、趣旨としては今、申し上げたように、事業所を複数登録することは制限されていない。開業社会保険労務士、勤務社会保険労務士の両方に登録することは制限されていない旨の回答が、厚生労働省さんからありました。

2ページは、端的に申しまして、そういうシェアード会社の実態を、社会保険労務士法

をもって厚生労働省さんにも把握していただきたいという論点というか、要請でございます。

これも結論だけ申し上げますと、事業者からの御意見等については、適宜、対応してまいりますということで、話があればお伺いするという趣旨の回答でございました。

議題2が、就労証明書の関係です。

保育園に入ろうとするときに、親御さんが勤務していることの証明をしなくてはいけなくて、それが就労証明書といわれる手続のための書類なのですが、その就労証明書が現状では市町村ごとにその様式がばらばらです。就労証明書を作成する企業にとってはばらばらの様式に対応しなければいけないので、事業所が煩瑣であるという指摘があったもので、就労証明書の標準化を進めていくことを取り組んでおります。

後ほど説明いたしますけれども、標準的様式というものはあったのですが、大都市には余り普及していなくて、それはどうしてかということ、既にある標準的様式は項目数が若干少なく、いわゆる保育園の激戦区が多い大都市では必要な情報が足りないということで、今、別途、大都市向けの標準的様式を子ども・子育て本部で作成したという報告があったものでございます。

資料2-1-1の「○企業への働きかけ」「個別自治体への働きかけ」です。23区や指定都市に訪問して、標準的様式の活用の依頼を行っているところです。

今後の予定として、大都市向けの様式案を今後、23区と指定都市に正式に活用を依頼する予定ということで、引き続き、その自治体に説明・周知を行っていくことが、内閣府から説明がありました。

参考で御説明させていただきますと、資料2-2-1の「東京23区・政令指定都市の導入状況・予定」ということで、現在、いわゆる全国向けの標準的様式は23区でいうと葛飾区のみが導入されているところなのですが、これが港区、大田区についても大都市向けの様式を導入する予定だと聞いております。

23区ですと2区増えるのにとどまるのですが、下の政令指定市などをご覧くださいますと、人口100万人以上の政令市ですと導入率が18%から45%にということで、下のところの×が○になっているところが3市ぐらいあり導入率が上がっています。

人口100万人未満の政令市につきましても、導入率が56%から78%にということで、2つほど×から○に上がっております。

話を戻しますと、引き続き、ほかの市にも導入を働きかけていくというアジェンダでございます。

少し飛びまして、資料3-1からは議題3で、「商業登記等」に関する論点です。直近ですと6月に行っていた従前の論点を更に深める形で論点を幾つか設定して、法務省さんに回答していただいたものです。

資料3-2の1ページからいきますと、商業登記を申請するときに、本人申請の場合にはその補正率とあって、いってみれば戻されてしまうという率が30%と高い割合になって

おりまして、その理由の分析、目標の再設定などについて求めたものです。

②は、今、API連携とあって、要するに、登記情報のオンラインシステムがあるのですが、民間ソフトウェア、その接続をするためのAPIソフトが必要なのですが、現状、APIソフトが結構限定的にしか公開されていないという意味で、それをもっと広げていくべきだという論点でございます。

回答ですが、1点目につきましては、記入のアシスト機能を設けたりして補正率を低くするように努力しましたという回答です。

②は、資料3-2別紙に絵があるのですが、結論から申し上げますと、令和2年度末にそういう公開を行うという回答の工程表が示されております。

③、④もデジタル化推進のためのものです。

今、商業登記の電子証明書を発行しているのですが、その電子証明書は1年間で7,900円ぐらいかかるので、より廉価なID/パスワード方式などについて検討すべきだという論点です。あと、電子公告制度があるのですが、それもクラウドサービスを利用すればより効率的にできるのではないかという、結構デジタルに関連する2つの論点でございます。回答は省略いたします。

資料3-2の5ページですが、定款認証の簡素化ということで、定款認証手続は1件の手数料が5万円かかっているのですが、それが高いという指摘があったりして、具体的には定款認証にどのぐらいの時間がかかっているのですかとか、公証人や書記官でどのぐらいの業務分担になっているのですかということ、事実関係として確認した論点でございます。

⑦が定款認証業務の効率化、引下げにつながっていくメカニズムを組み込むべき、透明のプロセスを導入して、先ほど申し上げた5万円の手数料について検討すべきという論点ですが、未来投資戦略において推進することとされているオンラインによる定款認証手続の利用促進のため、定款認証の手数料について措置することの可否について、検討を進めてまいりたいという回答でございます。

また、少し飛びまして、資料4が手続部会としての取りまとめでございます。これは(案)がついていますが、部会です承されましたので取りまとめです。

もともとは昨年4月に取りまとめたものを、1年間の審議を踏まえまして、今回、改訂したという建付けになっております。長くなりますので、ポイントだけ説明させていただきます。

3ページでは、行政手続の簡素化の取組での売りの一つが、実際に作業時間を計ってその作業時間を20%削減しようという、実際にコストを削ったところがポイントなのです。今、ここに8つ上がっているのですが、今年度から一番下の行の「入札・契約」という分野についても手続コストを測定しようということで、新たに加わっております。

次は、許認可のデジタル化の状況ということで、4ページから続いておりますが、8ページあたりは各省庁のデジタル化の取組です。具体的にこういうことに取り組んでまいり

ますということが上がっております。

少し飛びまして、社会保険の関係の手续ですと、16ページに、「○社会保険手続へのID/パスワード方式の導入に向けたスケジュール」と書いてありますが、社員を採用したり、退職したりすると、社会保険事務所やハローワークに届け出なければいけないのですが、ID/パスワード方式と呼んでいます、それで簡単にデジタルで届けられるように取り組んでいきたいと思いますという取組です、それが2020年度の4月から実現するように、こういう工程表に沿って取り組んでいくことが取りまとまっております。

続いて、20ページです。

補助金の申請手続も、何段階かにわたって名前とか住所とか資本金という基礎情報を書かせたりしているものを、1度記入したものは2回も書かないで済むように、ワンスオンリーと呼んでいます、デジタル化を行うべく補助金申請システム、J グランツと書いていますけれども、今、その開発を進めています。これも2020年度の4月の実施に向けて、こういう工程表に沿って取り組んでいくことがまとまっております。

続きまして、38ページです。

今後取り組むべき方向性ということで、「1. 対策強化の必要性」です。取組内容が曖昧であったり原則が不十分な結果、期待されている削減効果を達成するまでの道筋が明確になっていないものがあるということで、引き続き、対策を強化すべきである。

39ページに「2. 地方自治体への横展開」と書いてありますが、今は国の行政手続の簡素化ということで取り組んでいるのですが、地方自治体の行政手続というものもありますので、そういう地方公共団体に働きかけていくべきである。

「3. 『働き方改革』『生産性向上』の観点からの更なる簡素化」では、冒頭に9分野に取り組んでいると申し上げたのですが、それ以外の分野についても事業者の要望を踏まえつつ、事業者の行政手続コストの削減に取り組んでいくことを記載しております。

最後に、もう一点だけ紹介させていただきます。

72ページから、「今後さらなる対応・フォローアップが必要な取組について(重点事項)」ということで、こういう分野について今後さらなる対応・フォローアップが必要だということを、冒頭に申し上げましたように、今日で行政手続部会としては最後ですので、いわば申し送りとして取りまとめております。

その後ろにより詳細版がありまして、83ページからは、行政手続部会を3年間開催してまいりましたので、先進的な取組もあるということで、参考とすべきベストプラクティスを審議したものでございます。

大変駆け足ですが、以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、お名前と御所属を言っていただいてから、御質問をお願いいたします。

○記者 時事通信のタカギです。

行政手続部会の取りまとめは、どこに対して提出するというものはあるのでしょうか。

○谷輪参事官 部会としての取りまとめですので。

○記者 これが最終的に規制改革会議としての行政手続コスト削減に向けた意見になるわけですか。

○谷輪参事官 実は、6月上旬に規制改革推進会議としての答申は出しております。説明をはしょってしまいましたけれども、言ってみればこれのエッセンスは既にそちらに入っております。より詳細な取組事項などについて、追加的に取りまとめたものでございます。

○記者 この中で16ページとかに書いてある、社会保険手続に関する採用とか退職に伴うものを、2020年度の4月からデジタル化できるようにするという工程表は、ここで初めてというわけではないのですか。

○谷輪参事官 そういう意味では、規制改革の答申に入っていますし、規制改革実施計画、政府としての閣議決定にも入っています。

○記者 それにも入っているわけですね。

○谷輪参事官 ええ。紹介した例が余り適切ではなかったかもしれませんが、重要なものです。

○記者 この中で新たなスケジュールであったりとか、新たな内容を打ち出すという趣旨のものではないということですね。

○谷輪参事官 そうですね。それこそ、今、御指摘のあった話ですとか、まさに就労証明書の話とか、重要な話は既に実施計画に入っています。

○記者 わかりました。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで第20回「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。